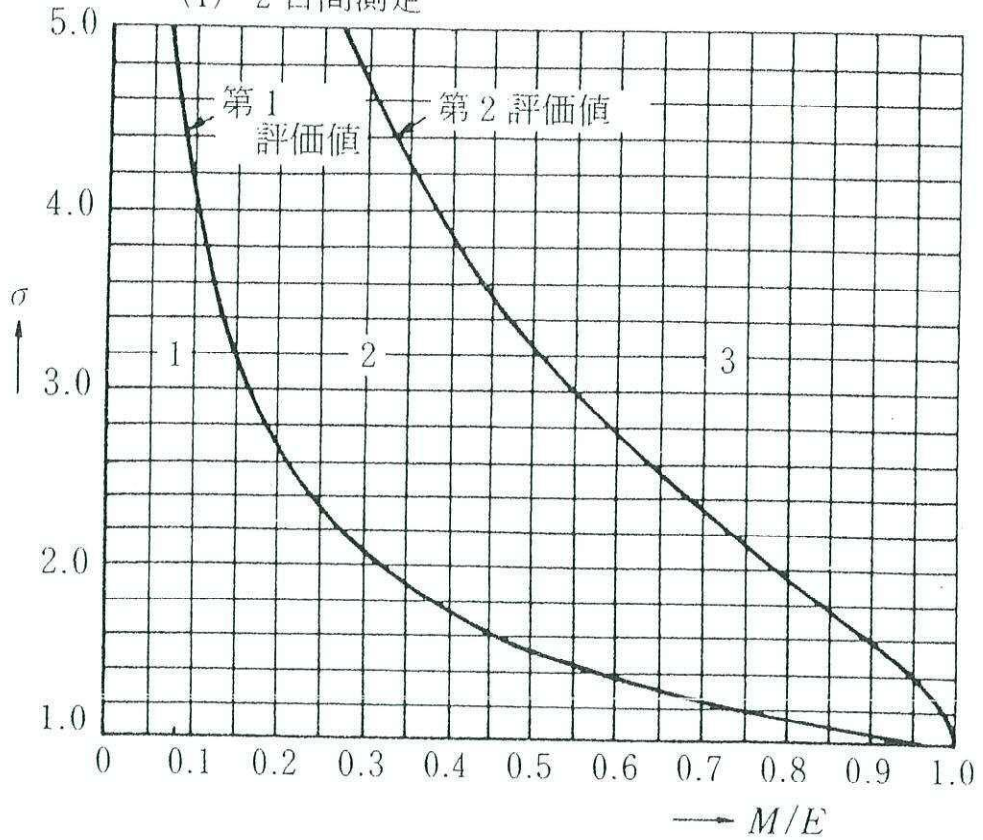


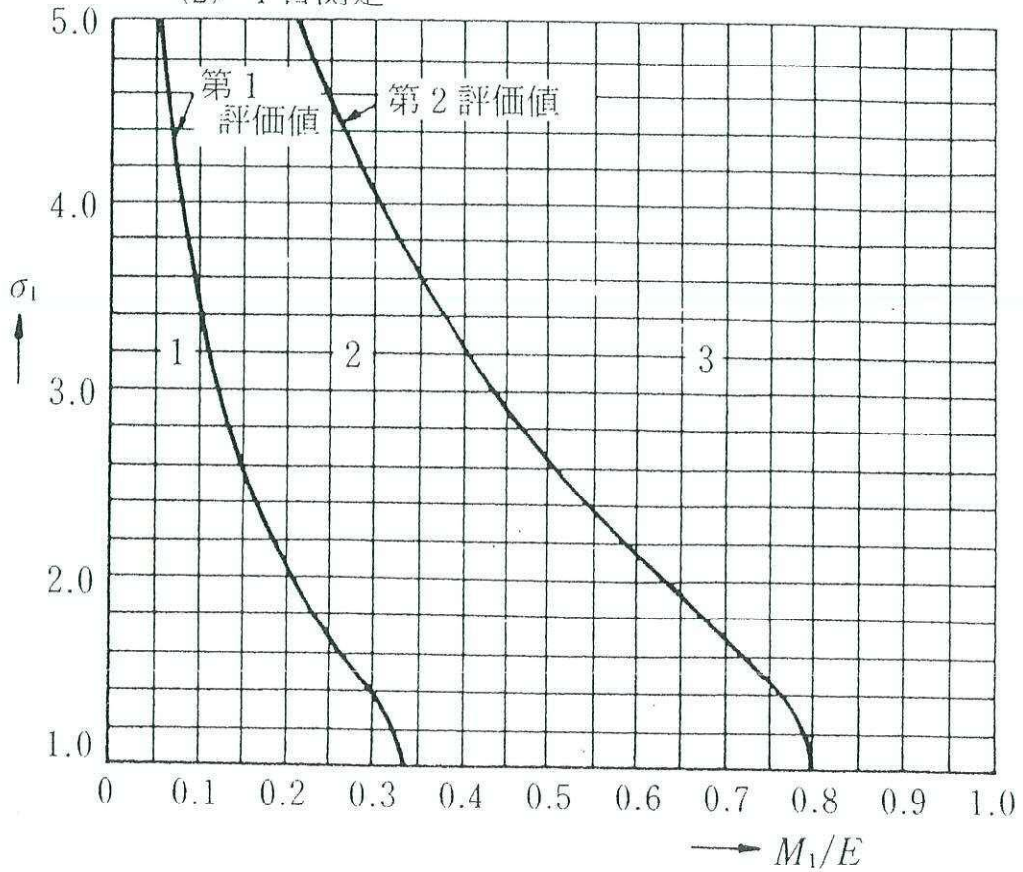
* A測定に係る第1評価値と第2評価値の概算値を求める

A測定に係る第1評価値と第2評価値

(1) 2日間測定



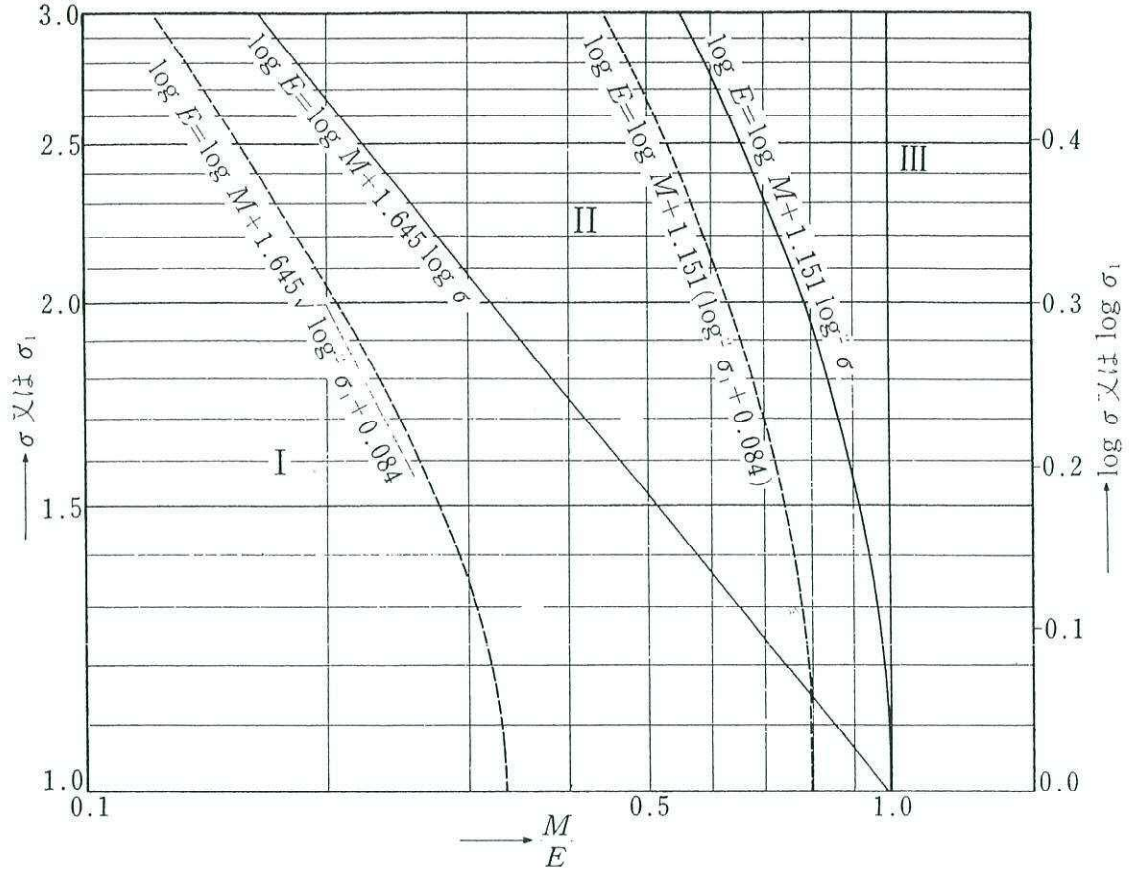
(2) 1日測定



【 測定結果と評価 】

○ A測定の評価

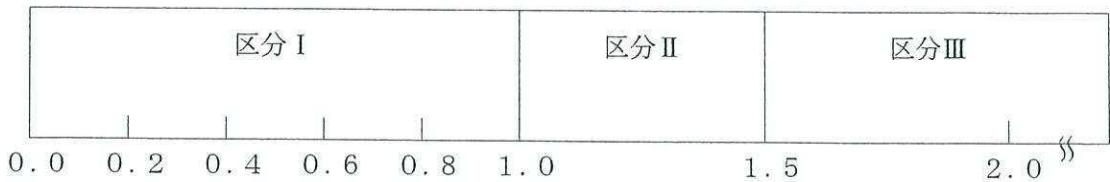
A測定により単位作業場所の気中有害物質の変動と平均的状态を知ることができます。



○ B測定の評価

B測定により、労働者の有害物への大きなばく露の危険性を知ることができます。
(生産工程、作業様式及び有害物質の発散状況から、最も濃度が高くなると考えられる場所及び時間で測定を行っております。)

$$C_B / E = \text{-----}$$



○ 管理区分の決定

単位作業場所の管理区分は、A測定、B測定の評価結果より下記の表に従い決定されます。
(A測定とB測定のうち大きい方の区分となります。)

B測定 \ A測定	区分 I	区分 II	区分 III
区分 I	第 1 管理区分	第 2 管理区分	第 3 管理区分
区分 II	第 2 管理区分	第 2 管理区分	第 3 管理区分
区分 III	第 3 管理区分	第 3 管理区分	第 3 管理区分

【 管理区分が示す状態と対策 】

管理区分	作業環境管理の状態	講ずべき事後措置
第1管理区分	適切	現在の状態の継続維持に努める。
第2管理区分	なお改善の余地	施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、第1管理区分に近づけるよう努める。
第3管理区分	適切でない	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき作業環境を改善するために必要な措置を講ずる。 ・有効な呼吸用保護具の使用。 ・（産業医が必要と認める場合には）健康診断の実施、その他労働者の健康の保持をはかるために必要な措置を講ずる。

【 測定結果と評価に対する所見 】